

判例研究

〔商法 六一五〕 株券発行会社において譲受人は意思表示のみによつて有効に株式の譲渡を受けることができるとされた事例

〔判示事項〕

一、当事者において契約の効力を及ぼす意思がないにもかかわらず、その意思があるかのように仮装することを合意して締結された株式譲渡契約は通謀虚偽表示によるものとして無効というべきである

二、旧株券が破棄されないまま新株券が発行された場合、

新株券が有効に発行されたものと解することはできない

三、株券発行会社の代表取締役兼一人株主が違法・不当な目的をもつて故意に無効な株券を作成し、これを用いて株式譲渡の意思を表示した場合において、その行為が社

東京地判令和元年一〇月七日

平成三〇年(7)第一五九九九号株主権確認等請求事件(第一事件)、平成三〇年(7)第三三六二六号取締役の地位不存在確認等請求事件(第二事件)、

一部認容・一部棄却(控訴)

〔金融商事判例 一五九六号二八頁〕

会通念上著しく正義に反したものというべきときには、

信義則に照らして、株式譲受人は、意思表示のみによつて有効に株式の譲渡を受けることができる

〔参照条文〕

民法九四条一項、一条二項、会社法一二八条一項

〔事実〕

被告Y社は昭和五七年一二月二一日に原告Xにより設立された、宅地の開発及び分譲を目的とする資本金五〇〇〇万円、発行済株式総数一〇〇〇株の株式会社であり、設立当初は取締役会設置会社、株券発行会社、株式の譲渡に取

締役会の承認を要する株式譲渡制限会社であった。

被告Y₂は、Y₁社の取締役兼代表取締役であつた者であり、

少なくとも平成二六年頃から平成二九年一〇月一日までY₁社株式一〇〇〇株を保有し、同社の一人株主となつてゐた。被告Y₃はY₂の配偶者であるとともにY₁社の取締役であつた者であり、被告Y₄はY₁社の監査役であつた者である。被告Y₅及びY₆はY₂の知人であり、Y₁社の取締役又は監査役に就任したことはない。

Y₂は平成二八年一二月頃、知人を介してAと知り合い、建設残土処分地の開発のための事業資金の不足分につき、A又はAが代表取締役を務めるB社からY₁社が金銭を借り入れるようになった。Y₁社は平成二九年四月一日時点において、A又はB社に対し合計二〇〇〇万円の貸付金返還債務を負つていた。A、Y₁社及びY₂は同月六日、Y₁社がAに対し平成二九年四月一日付け金銭消費貸借契約の債務として二〇〇〇万円の貸付金返還債務（以下、「本件第一貸金債務」）を負担していることを承認し、Y₂がAに対し同債務を連帯保証する等を内容とする公正証書を作成した。

平成二九年五月一〇日、AはY₂に対し、本件第一貸金債務の支払を担保するため、記名・押印がされる前の株券（以下、「新株券」）を作成して、これをY₂に手交し、Y₂は

これにY₁社の記名押印を行い、Aは同日より新株券を預かり保管した。

Y₁社において平成二八年一二月に発生した虚偽の取締役就任登記申請と同様の事件の発生を防止するため、平成二九年一〇月二日、Y₂がY₅に対しY₁社株式三〇〇株及びY₆に対し同二五〇株を一株六〇〇〇円として譲渡し、同月五日、Y₂がY₃に対し同四五〇株を譲渡代金総額三〇万円として譲渡する旨の、各株式譲渡契約書が作成され、同譲渡に係るY₁社の取締役会決議がなされたとの議事録が作成されている。同譲渡は、昭和五九年七月一〇日付けで発行されたY₁社株券（以下、「旧株券」）が利用されている。

Y₂は平成二九年一〇月頃、Y₁社の新たな事業資金を調達する必要が生じ、同月二六日にAに対し融資を申し込んだところ、Aは新株券を目的とした株式譲渡担保契約を締結する等の条件の下で、三八〇〇万円を貸し付けることに合意し、同月二七日、B社は三八〇〇万円をY₁社に貸し付けた。同月三一日、Y₁社においてB社に対し同貸付金返還債務（以下、「本件第二貸金債務」）を負担していることを承認し、Y₂が同債務につき連帯保証（以下、「本件連帯保証債務」）する旨等を内容とした公正証書を作成した。同月三〇日、本件連帯保証債務の支払を担保するため、B社を

譲渡担保権者、 Y_2 を譲渡担保権設定者として、譲渡担保目的物を Y_2 が保有する Y_1 社株式一〇〇〇株（以下、「本件株式」）とする譲渡担保設定契約に係る契約書面を作成した（以下、「本件譲渡担保契約」）。本件譲渡担保設定契約には新株券が利用されている。

平成三〇年三月六日、B社はXに対し、代金三八〇〇万円で譲渡する契約を締結した。

同日午前九時から、 Y_1 社本店付近の喫茶店において、議

決権を行使できる株主一名が出席して臨時株主総会が開催され、① Y_1 社の取締役であった Y_2 、 Y_3 ら並びに同監査役であつた Y_4 の任期が満了し、新たにXを取締役兼代表取締役として選任する旨の議案、② Y_1 社において取締役会、監査役及び会計監査人の設置を廃止し、取締役の定数を一名とするなどの定款変更に関する議案について、各決議がされた旨記載された臨時株主総会議事録が存在する（以下、「本件株主総会決議」）。

平成三〇年五月頃、 Y_1 社及び Y_2 は、Xが Y_1 社の取締役及び代表取締役の地位にないことを仮に定めることを申立ての趣旨とする仮処分命令を申立て、同月一六日、東京地裁は当該申立てを認容する仮処分命令を発した。

Xは、 Y_1 社らに対し、①自らが Y_1 社の一人株主であるとの確認、②本件株主総会決議の存在により、自らが Y_1 社の取締役兼代表取締役であるとの確認などを求めた（これに対し、 Y_1 社がXに対し、Xが Y_1 社の取締役及び代表取締役の地位にないことの確認を求める訴訟が提起され、東京地裁はこの請求は棄却したが、本評釈では検討を割愛する）。

判旨

請求一部認容

一、本件譲渡担保契約締結時における Y_2 の本件株式の保有について

①平成二九年五月一〇日に旧株券の存在を秘匿して新株券を発行した約五か月後に株式が譲渡され、更にその二五日又は二八日後に譲渡担保契約が締結されていることに照らせば、虚偽の株式譲渡契約を締結する強い動機が存在したといい得ること、② Y_2 が Y_1 社の経営権を継続するとの強い意欲を示していた一方で、同人保有株式全部を一株六〇〇〇円又は約六六七円という極めて安価で他人に譲渡することは不自然であること、③虚偽登記申請の防止という動機から見ると、 Y_2 保有株式を複数の者に譲渡することで

れを完全に防止することは困難であること、④Y₂の持株をゼロにして取締役・監査役に関与したことがないY₅、Y₆に株式を譲渡することは、②のY₂の経営権への強い意欲からしても不自然であること、⑤譲渡株式数・代金について供述できなかつたこと、⑥譲渡代金の異動を裏付ける証拠を欠いていたこと「を総合的に考慮すれば、Y₂ら各株式譲渡契約は、Y₂が平成二九年五月一〇日に新株券を発行し、これをAに交付したことを契機に、新株券の交付等に伴う株式移転の効果を妨げるために、Y₂並びにY₃、Y₅及びY₆においてY₁社株式の譲渡契約が締結されたことを仮装したものにすぎず、Y₂ら各株式譲渡契約の当事者において契約の効力をこれら当事者間に及ぼす意思がないにもかかわらず、その意思があるかのように仮装することを合意して締結したものと認めるのが相当であるから、Y₂ら各株式譲渡契約は通謀虚偽表示によるものとして無効というべきである。」

二、各株式譲渡における会社法一二八条一項所定の株式交付の有無について

(1) 「……本件における新株券発行は、Y₂が旧株券の全てを所持しながらこれが存在することを秘匿してY₁社のAに対する本件第一貸金債務の支払の担保として発行してこ

れをAに交付し、その後、Y₂がB社に対し負う本件連帯保証債務の担保に供することを目的とした本件譲渡担保契約の目的物とされたものである……Y₂がY₂ら各株式譲渡契約を仮装して新株券の交付等に伴う株式移転の効果を妨げるための行動を取つていていることからすれば、Y₂及びY₁社が、Y₁社株式を表章する株券として新株券を発行する意思をもつて新株券を発行したものでないことは明らかであり、このことに加え、上記新株券発行が旧株券について会社法に定められている株券無効化手続（会社法二二七条五項、同法二二八条二項、同法二二八条）を経ていなくてはならない。新株券はY₁社株式を表章する株券というべきではなく、無効な株券であるというほかない……本件においては新株券発行後に旧株券が破棄されておらず、旧株券の善意取得者も含めた法律関係の安定化を図る必要性が依然としてあることを否定し難いことに鑑みれば、新株券発行に関するY₂らの不当・違法な意思・目的及び行為を考慮してもなお、新株券が有効に発行されたものと解することはできない。」

(2) 「会社法一二八条一項……の趣旨は、株式の流通性に鑑み、株式譲渡について明確かつ画一的な方法を定めることにより株券発行会社における株式譲渡に係る法的安定

を図ることにあるものと考えられる。そうすると、……株券発行会社の代表取締役兼一人株主が違法・不当な目的をもつて故意に無効な株券を作成し、これを用いて株式譲渡の意思を表示して株主の地位について不安定な法律関係を自ら作出するとともに譲受人の不利益の下に自らの利益を図ったような場合において、上記代表取締役兼一人株主の行為がその行為内容及び行為に至った経緯等に照らし社会通念上著しく正義に反したものというべきときには、信義則に照らしても、当該代表取締役兼一人株主から株式を取得した譲受人は、意思表示のみによつて有効に株式の譲渡を受けることができ、株券発行会社及び代表取締役兼一人株主は、譲受人に対し、もはや株券の交付がないことを理由としてその譲渡の効力を否定することはできないものと解するのが相当である。」

Y₂は、旧株券の占有を秘匿しつつ新株券をAに略式株式

質として交付し、さらに新株券につきB社との間で譲渡担保契約を締結し、B社が本件株式を取得することにより貸

渡担保契約を締結したこと、しかし、Y₂は本件譲渡担保契

約締結後にY₃、Y₅及びY₆と通謀して株式譲渡を仮装し、旧株券を三名に交付したこと、そして、仮に本件譲渡担保契

約の成立が否定された場合、B社は支払能力を欠く蓋然性が極めて高いY₁社又はY₂に対し本件第二貸金債務及び本件連帶保証債務の支払を請求することとなるという不利益を受ける一方、Y₂は引き続きY₁社株式の一人株主として地位にあり続けるという利益を享受することから、「Y₂の上記各行為は、その行為内容及び行為に至つた経緯等に照らし社会通念上著しく正義に反したものというべきであるから、Y₁社及びY₂において、Xに対し、Xら各株式譲渡において会社法一二八条一項所定の株券交付がないことを理由にXら各株式譲渡の成立を否認する主張をなすことは信義則に反し許されないというべきである……Y₄においては代表取締役兼一人株主であるY₂が上記各行為を行つたことに照らし、Y₃、Y₅及びY₆においては……Y₂と意を通じて虚偽の株式譲渡契約を通謀したことに照らし、いざれも上記主張を行なうことは信義則に反し許されない……」

〔評 税〕

一、はじめに
結論賛成、一部理由付けに疑問。

本件は、株式譲渡への通謀虚偽表示の適用の可否、いわゆるダブル株発行における新株券の効力、そして、株券發

行会社において株券譲渡がなくても株式譲受が有効となる場合と、少なくとも公表判例集においてはあまり表に現れてこなかつた論点が取り上げられており、その点では理論的には非常に興味がある事例である。しかし、平成一七年に制定された現行の会社法下においては、上場会社は株式振替制度を使用しており、中小企業は株券發行事務を嫌う傾向にあり、その結果、株式について株券を発行しないことが原則となり（会社法二一四条）、定款において株券を発行する旨の定めがある場合に限り株券が発行されている状況であるため、本件判示内容が実務等へ与える影響はそれほど多くはない。

以下、それぞれの論点に順次検討を加えるが、おそらく本件における問題の本質はそれぞれの論点の相互関係にあらう。

二、旧株券譲渡の通謀虚偽表示について（判旨一）

判旨一において、株式譲渡契約が通謀虚偽表示により無効とされた点において、本件は注目される。

ある法律行為が通謀虚偽表示（民法九四条一項）により無効と判断されるための、裁判所の事実認定の方法としては一般に以下のように説明されている。外部行為は、それ

を作り出した効果意思が内心の意思と合致しない場合に、すなわちその裏に何らかの秘匿行為を成立させる場合に、虚偽表示としての効果を発生させ、その個別事案における秘匿行為の存否は、意思解釈者である裁判所の判断を通じてしか明らかにされない（川島武宜『民法総則』（有斐閣、一九六五）二七三頁、川島武宜＝平井宣雄編集『新版注釈民法（3）総則（3）法律行為I』（有斐閣、二〇〇三）三三〇頁（稻本洋之助））とされている。よつて、株式譲渡という外部行為に対し、それに本来対応すべき効果意思が存在しない、すなわち、秘匿行為が存在したかどうかが問題視され、それを裁判所がいかなる判断をしたのかを見ていく必要がある。

これまで株式譲渡契約が通謀虚偽表示により無効であるか争われた事件が存在したが、ほとんどの事例で否定されている。一人株主の配偶者として一人株主の意思決定に強い影響力を有する取締役に対する招集通知を欠いた取締役会決議の効力が争われた東京高判平成三〇年一〇月一七日金判一五五七号四二頁では、原告の妻が会社の一人株主であるか否かの認定において本件において招集通知が欠かれた取締役から妻への株式譲渡が通謀虚偽表示に該当するかが争われ、援助の事実や金額等、不明確な点があることは

否定できないが、尋問の結果、株式譲渡が仮装のものであるとまでは認められないとして通謀虚偽表示であることが否定された。また、遺産分割未了中に開催された特例有限会社の株主総会において、譲渡制限株式の譲渡及び計算書類の承認、退任取締役への退職慰労金支払が多数決によつて決議されたことに対し、権利行使者に指定されたと自称する原告が同決議の取消しを求め、原告の請求がいざれも棄却された事案である東京地判平成三年四月二四日LEX/DB 文献番号 25564653では、本件で争われた株主総会決議による承認対象となつていた株式譲渡が通謀虚偽表示に該当するのかが争われ、「被告株式の譲渡により本件退職金支給再決議が容易になり、原告からの差押えが困難となるとしても、それをもつて被告株式の売却による資金調達を否定することはできず……直ちに譲渡人の譲渡意思を否定できない」として、相続税支払のための資金調達の必要があつたことにより通謀虚偽表示が否定された。

東京高判平成三〇年事件では理由付けが不明確であるが、東京地判平成三一年事件では資金調達の必要性から譲渡意思があることを推認して、株式譲渡という外形行為に対し、資金調達の必要という内面行為が適合している、と判断されている。

本件判示では、Y₂には譲渡意思がないことを認定するため、相当な事実を積み重ねていることが注目される。具体的にみると、①は通謀虚偽表示の直接的な動機を示し、②と④は経営権継続の意欲と外形的に矛盾する行動をとっていることを示し、⑤と⑥は譲渡株式・代金についての裏付けを欠くとの点で譲渡意思がないことを端的に基礎づけている。これらだけでも十分に譲渡意思を欠いていることの証拠になろう。③については、虚偽登記申請の防止手段としてY₃らへの株式譲渡が有効手段であるようならば、譲渡意思が存在するといえるかもしれないが、判決文が示す通り、これが有効な手段であるとはいえないだろうから、譲渡意思がないと認定することについて問題はないだろう。

三、新株券の効力について（判旨一（1））

判旨二（1）では、いわゆるダブル株の事例において、後から発行された新株券が有効に発行されたものとは解されないと判断された。ダブル株の事例において、犯罪構成要件該当性ではなく、株券そのものの効力が真正面から争われた事例は珍しい。

ダブル株の発行とは、「全株式に相当する株券が既に發行されて株主に交付された後、予備株券等を利用して正規

の株券以外の株券を更に発行すること」（東京地判昭和四年二月二六日判時五九九号一〇三頁）をいい、有価証券偽造罪（東京地判昭和三四四年三月一九日判タ八九号八二頁）ないしは有価証券虚偽記入罪（前掲東京地判昭和四四年・後述する理由により結論として否定）を構成するとされ、先に発行された株券が有効であり後に発行された株券は効力を有しないと解されている（米津昭子「東京地判昭和三六年一〇月一三日判批」別冊ジュリ一〇号「証券・商品取引判例百選」（一九六八）一二一頁、江頭憲治郎「株式会社法第8版」（有斐閣、二〇二二）一七九頁注（4）（なお、正規の発行手続があるため、予備株券流出事例（上柳克郎ほか編集代表「新版注釈会社法（4）株式（2）」（有斐閣、一九八六）六三頁（高鳥正夫））とは異なると解されている）。その理由としては、株券は、証券発行により権利を創設するのではなく、既存の権利を表章するにすぎない、いわゆる非設権証券（宣言証券）であり、先の株券発行によつて後に発行される株券に表章する株主の地位が存在しないからである（田中誠二「再全訂会社法詳論上巻」（勁草書房、一九八二）三〇一、三〇二頁、神田秀樹編『会社法コンメンタール5株式3』（商事法務、二〇一三）一九七頁（白井正和）。

ただ、本件が純粹にダブル株の事例であるかについては検討の余地がある。本件では、Y₂は旧株券が存在するにかかるらず平成二九年五月一〇日付で（Aの発行に係るものではあるが）新株券にY₁社の記名押印をしてこれをAに交付し、旧株券はY₂の手許に残された状態であったが、それを平成二九年一〇月二日付でY₅、Y₆へ、同五日付でY₃へとそれぞれ譲渡したものの、同譲渡は通謀虚偽表示に該当して無効と判断されている。すなわち、旧株券は存在していたものの流通されず、その代わりに新株券のほうが先に流通し、その後旧株券が譲渡されたが虚偽表示としているようだ。ダブル株事例として通常理解されているような、旧株券発行後に、新株券もさらに発行するといった事案とは異なる。

この点、参考になる事例としては、前掲東京地判昭和四年が挙げられる。この事件では、ダブル株の発行が有価証券虚偽記入罪に該当するのは、「会社財産の全持分が、全株式の発行によってすでに配分されてしまつたのに、更に持分権を真実に表象しているかのような株券を作るからである」として、同事件は、「株券が印刷後全部又は殆んど全部被告人の手許に保留されている間に第二の株券を発行した場合」であり、「これはダブル株の発行にもならぬ

いと解され」、被告人に対し無罪を言い渡した。本件において問われているのは有価証券虚偽記入罪の犯罪構成要件該当性だけであり、第二の株券の効力ではない。よつて、刑罰法規の謙抑主義の立場より、第二の株券は無効ではあるが、構成要件該当性は認定されないと解する余地もあるかもしない。しかし、同事件の無署名コメントでは、「手形の発行についての創造説の考え方を株券に持つてこない以上」当然の判示である（判時五九九号一〇三頁）と述べられており、旧株券について交付契約（最判昭和四〇年一月一六日民集一九巻八号一九七〇頁参照）が存在しない以上は株券に表章する株式は存在せず、交付契約が存在する新株券については株式が存在し、それゆえ株券は有効となり、有効な株券発行行為について虚偽記入罪は成立しないと解しているのである（これに対し、田中・三〇二頁注（5）では、株主地位を表章していない株券を故意に発行した点で、虚偽記入罪に該当すべきと述べており、発行そのものがない旧株券が株主地位を表章していることを前提としているようなので、修正発行説（田中・三〇〇頁）との平仄が合わないようにも思える）。

上記事件を踏まえて本件判示を見ると、本来ならば、旧株券より先に新株券を流通させ、しかも後に生じた旧株券

の流通は虚偽表示により無効であるとする法律関係を明確にするならば、東京地判昭和四年と同様に、新株券の譲渡を有効と解してしまうことが最も簡単ではある。しかし、旧株券より先に新株券が流通している点だけ見ると、東京地判昭和四四年と近く思えるが、その後虚偽表示により無効になるとはいえ、旧株券は流通している。となると、旧株券に交付契約が存在すると解さざるを得ず、株式が表章され、それゆえ旧株券が有効、新株券は無効、と解さざるを得なくなると思われる。手口が巧妙であるとも思えるが、旧株券に善意取得者が現れる恐れも否定できず、それゆえ旧株券を有効と解さざるを得ないとの判示は、首肯せざるを得ないだろう。それとの均衡を保つたのが、四、で検討する意思表示のみによる株式譲渡の許容なのである。

四、意思表示のみによる株式譲渡について（判旨二（2））

判旨二（2）については、株券発行会社において株券の交付（会一二八条一項）によらずに、意思表示のみによつて譲受人が株式譲渡を受けることができる場合があることを明示した点で、従来にはなかつた判断である。

株式会社に組織変更後四年間株券が発行されない状況下においてなされた意思表示のみによる株式譲渡が、会社法

制定前商法二〇四条二項（現会社法二二八条二項）に違反したかが争われた事案につき、最高裁が「株券の発行を不當に遅滞し、信義則に照らして株式譲渡の効力を否定するを相当としない状況に立ちいたつた場合には、株主は、意思表示のみによつて有効に株式を譲渡でき」と判示した最大判昭和四七年一月八日判時六八二号三頁との近接性が指摘されている（本件無署名コメント・金判一五九六号二八三〇頁（二〇一〇）、本村健ほか「新商事判例便覧三四一二」商事二二四二号六一頁（二〇一〇））。

最判昭和四七年は、投下資本回収のための株式自由譲渡という本質的要請と、株券發行事務の渋滞防止という便宜的・技術的要請との比較（投下資本回収は株券發行前においても相当部分可能であるため、このような価値判断の対立に批判的な見解もある。高鳥正夫「最判昭和四七年判批」民商六八卷五号七七一頁（一九七三）により、前者が優越し後者が劣後するとの価値判断の下で、株券發行事務に必要な合理的期間を経過した上で、株券なき株式譲渡の有効性を判断した（米津昭子「最判昭和四七年判批」ジユリ臨五三五号（昭和四七年重判）七五頁（一九七三））といふ、微妙な利益衡量を積み重ねて信義則違反を判断している（合理的期間を信義則的に判断したともいいうる

（小堀勇「最判昭和四七年判批」最高裁判所判例解説民事篇昭和四七年度五七五頁（一九七四）。なお、信義則説の主唱者である大隅健一郎「株式の譲渡」田中耕太郎編『株式会社法講座第二巻』（有斐閣、一九五六）六四四頁も同じような想定をしているようである）。これに対し本件においては、「株券發行会社の代表取締役兼一人株主が違法・不当な目的をもつて故意に無効な株券を作成し……その行為内容及び行為に至つた経緯等に照らし社会通念上著しく正義に反した」との規範の下で、旧株券仮装譲渡・新株券發行の無効化、そして、実際には譲渡担保権実行の阻止まで目的としていることまで認定され、いわば害悪性が相當に強い事例を想定して、信義則違反を認定しているため、その点では最判昭和四七年とはかなり異なる信義則違反を想定しているように読める。

学説では信義則違反の一態様として、矛盾行為禁止の原則（禁反言）（山野日章夫編『新注釈民法（1）総則（1）』（有斐閣、二〇一八）一四四頁（吉政知広））、あるいはもつと端的に、「自己の義務違反を棚に上げて、相手方の義務違反を攻撃する場合」が例示されている（石田穰『民法総則 民法大系（1）』（信山社、二〇一四）七九頁が、まさに本事例に該当するであろう。

五、おわりに

さて、本件判旨一、二（1）（2）の関係の整理が困難であることは、既に指摘されている（本件無署名コメント・金判一五九六号三一頁、本村ほか・六一頁）。すなわち、（1）本判決が最判昭和四七年と同様に、譲受人に対する新株券の株式譲渡が有効であることを前提としたものと解すると、新株券を無効としたことや、旧株券の交付による株式譲渡がなされた場合に、当該譲渡の効力との関係の整理が明らかではない、（2）旧株券による株式譲渡が通謀虚偽表示により無効とされるので、（1）の問題は顕在化しなかつた、（3）信義則に反する事情により、株式譲渡がY₁及びY₂の関係において有効であれば、Y₃～Y₆との関係においても有効となるのか明らかではない、との点である。

まず、（1）と（2）の関係についてである。本判決の論理に沿つて検討すると、既述の通り、旧株券の株式譲渡が通謀虚偽表示により無効と判断されることについては、既存の裁判例との関係において問題なく、また、本件においても新株券が有効であると断言できれば論理は極めて簡単になる（そもそも二（2）の判示そのものが不要になる）が、旧株券に善意取得者が現れる危険性を考えるとそうは断言できない。よつて、旧株券が有効で、新株券が無効である

との論理を前提に、しかし、Y₂による行為を不当・違法と評価し、XをY₁社の一人株主として認定するには、新株券は無効ではあるが、意思表示のみによる株式譲渡を認めるという理屈を構築する以外に方法がなかつたのであろう。そのように解することにより、一〇〇〇株すべてを取得したXがY₁社の一人株主となり、取締役会・監査役・会計監査人廃止、Y₁社の取締役の定数を一人とすることなどの定款変更をすべて行うことができる。

次いで（3）については、判決文が示す通り、Y₁、Y₅、Y₆に対する関係については、通謀性が認定されているのであるから、Y₂の信義則違反にY₃、Y₅、Y₆が加担していると認定すれば、彼らに対する関係でも信義則違反を認定しても差し支えないだろう。しかし、Y₄については、Y₂が新株券の発行と譲渡担保契約の締結、旧株券の仮装譲渡による譲渡担保契約の否定を原因とする第二貸金債務及び本件連帯保証債務の回収の困難性、そして、その一方でのY₂がY₁社の一人株主の地位への居坐りという一連の「上記各行為」を行つたことに照らし、信義則違反が認定されるとしているが、Y₃、Y₅、Y₆のような通謀関係が存在しないY₄にも信義則違反を認定するには理由付けが弱い気がする。配偶者（Y₃）、友人（Y₅、Y₆）といったような、Y₂との密接関係も

Y_4 には存在せず、 Y_4 は Y_1 社の監査役に就任していたからと
いう理由だけが存在するのかもしれないが、やはり理由付
けは弱いだろう。

以上からして、本件の結論には賛成するが、二（2）に
おける、 Y_4 に対する信義則違反の認定につき理由が不十分
である点についてのみ疑問を呈したい。

武田
典浩